

2026（令和8）年3月30日

〒615-8245  
京都府京都市西京区御陵大原1-49  
株式会社ファーマフーズ 御中  
代表取締役 金 武祚 殿

適格消費者団体  
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5  
TEL 048-844-8972/FAX 048-829-7444  
E-mail nakusukai.01@saitama-k.com

理事長 池本 誠司

## 再申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当表示使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、貴社のウェブサイト広告表示について下記のとおり申入れを致します。

つきましては、本申入れに対する回答を、2026（令和8）年4月20日までに、書面にて当会まで送付いただけますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は、消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

### 記

#### 第1 申入れの趣旨

貴社がインターネット上で販売している薄毛治療薬・育毛剤「ニューZ」（以下、「本件商品」といいます。）に関する下記の本件Webページ（1）及び（2）（以下、合わせて「本件サイト」といいます。）を含む、貴社における広告上の表記において、以下の表示に関して、削除、又は、適正な表示に修正をしてください。

- ① 本件商品の使用の前後における画像
- ② 「※白髪の改善効果はありません」の文字サイズ

#### 【Webページ（1）】

[https://store.tamagokichi.com/lp/newz/02chat/index\\_qu.html?rc\\_kiji\\_direct=1&ad\\_code=PF2\[%E2%80%A6\]oAYohecdUQ&ebisOther5=a97e8593-98c7-4711-8227-36ad4604ee70](https://store.tamagokichi.com/lp/newz/02chat/index_qu.html?rc_kiji_direct=1&ad_code=PF2[%E2%80%A6]oAYohecdUQ&ebisOther5=a97e8593-98c7-4711-8227-36ad4604ee70)

【Web ページ (2)】

[https://store.tamagokichi.com/lp/newz/02chat/?ad\\_code=PF200001&argument=7sbPa3f6&dmai=my\\_google\\_00000057&gad\\_source=1&gad\\_campaignid=21160763168&gclid=CjwKC A jw1ozEBhAdEiwAn9qbzQVSi83Z2kf6c8I0EwIYwxrwoiLqSMjiJPtwu2Cwr3vHsoRsMj3KdhoCPJ0QAvD\\_BwE](https://store.tamagokichi.com/lp/newz/02chat/?ad_code=PF200001&argument=7sbPa3f6&dmai=my_google_00000057&gad_source=1&gad_campaignid=21160763168&gclid=CjwKC A jw1ozEBhAdEiwAn9qbzQVSi83Z2kf6c8I0EwIYwxrwoiLqSMjiJPtwu2Cwr3vHsoRsMj3KdhoCPJ0QAvD_BwE)

第2 申入れの理由

- 1 貴社は、本件サイト等における広告表示にて、『「ご自宅」で薄毛・AGA・脱毛の治療ができるようになりました!』として、本件商品に「発毛促進、育毛、脱毛(抜毛)の予防、若禿(壮年性脱毛症)、薄毛、ふけ、かゆみ、病後・産後の脱毛、粗糠性脱毛症、円形脱毛症の効能効果」があり、「脱毛症改善」「AGA治療」「毛髪治療」「薄毛治療」を目的として販売をしております。

そして、本件商品の使用の前後として、以下のような画像1及び2(以下、あわせて「本件画像」といいます。)を掲載しているものです。

なお、本件サイトについては、いずれも貴社が管理されているとのことでした。

【画像1】



【画像2】



この点、画像1については、その顔の肌色等からして、その明暗度（又は、光の当て方）において、使用後の方が明らかに暗いものであり、その頭髪・頭皮の状態を適正に比較できるものでもありません。

また、画像2については、白髪染め等をされたことが窺えるものであり、画像1同様に、その頭髪・頭皮の状態を適正に比較できるものでもありません。

そのため、既に、指摘しておりますとおり、本件サイトは、「特定商取引に関する法律」における通信販売に該当しますところ、同法の第12条において、当該商品の性能等について、「著しく事実と相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。」とされています。

そして、「不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律」（以下、「景品表示法」といいます。）においても、同法の第34条第1項第1号及び同法第5条第1号により優良誤認表示（商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること）を禁止しているものです。

そこで、本件画像については、効能効果についての誤認を与えるものとして、使用の前後の画像として相当ではないことから、削除、又は、修正をしてください。

2 また、上記の画像2に付記されております「※白髪の改善効果はありません」の文字については、本件画像等にて、その効能効果の表示がなされていることに比して、当該表記は、極めて文字サイズが小さいものであり、消費者に当該効能効果が必ずしも保証できないことを理解しやすいように他の表記と同程度の文字サイズ、位置等における表記をされるべきものと考えます。

また、同種の画像を表記していても、「※白髪の改善効果はありません」の文字が付記されていない箇所もあります。

そこで、「※白髪の改善効果はありません」の文字について、その表記箇所、及び、文字サイズの修正をしてください。

以 上

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会  
事務局 清水

TEL : 048-844-8972/FAX : 048-829-7444